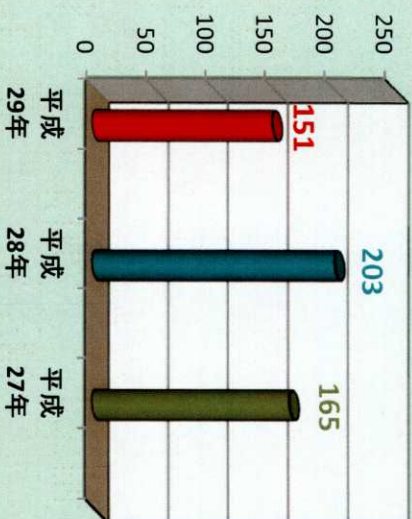


武生労働基準監督管内労働災害発生状況

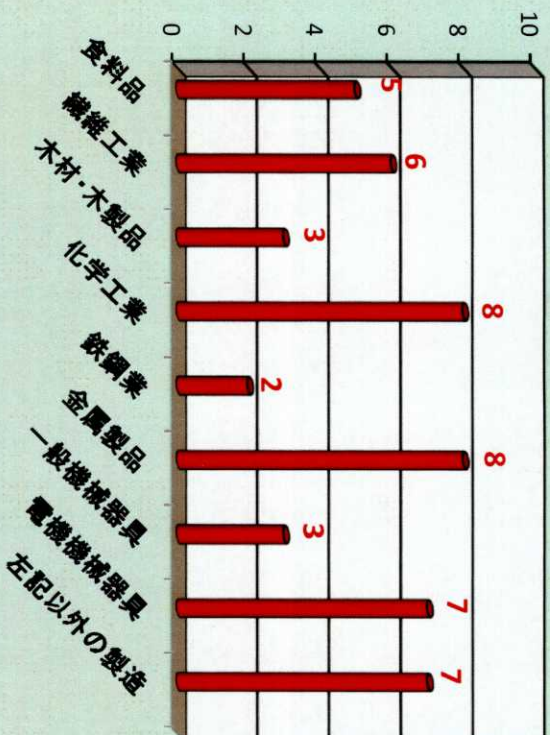
(平成29年速報値)

平成29年における管内の労働災害発生状況は、大幅増加した平成28年より減少しておりますが、死亡者が2人発生していることや年末には休業災害が多発したところがあります。労働災害を防止するためには、決められたルールをしっかり守り、労使一体となって取り組むことが不可欠です。これらを徹底して、平成30年の労働災害減少につなげることをお願いします。

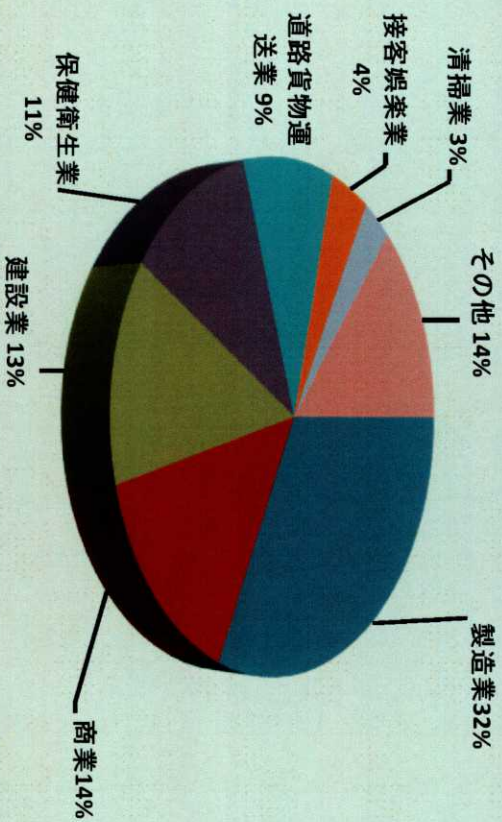
1 全業種災害発生状況



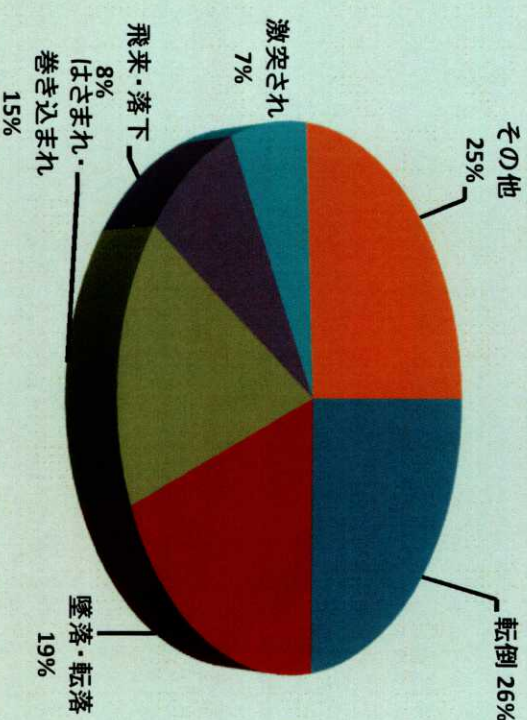
2 製造業業種別災害発生状況



3 主な業種別災害発生状況



4 事故の型別災害発生状況



5 災害事例

化学工業災害事例

高さ約3mの架台の上に設置されている乾燥装置のダンパーを閉めるため、被災者は、階段で架台に上がりダンパーを閉めようとした時に、床材の鉄板が腐食していたため踏み抜き、足から墜落し左足踝を骨折した。(休業1か月)

(労働災害を防止するためには)

工場建屋の老朽化により、通路や階段の腐食による墜落災害が全国的にも発生しているところがあります。機械設備の点検はもちろんのこと、通路や階段等の腐食、劣化等についても点検しなければなりません。そして異常が認められた場合は立入禁止措置を講じ、速やかに補修することが必要とされます。

金属製品製造業災害事例

工場内において、金属切断機の作業開始前点検のため機械の後方へ移動したところ、床面に金属切断機からにじみ出た油に右足を滑らせたため、左足で踏ん張ったが、踏ん張り切れずに左足も滑らせ、左膝を床面に強打した。(休業3か月)

(労働災害を防止するためには)

金属切断機からにじみ出た油が床面に付着したことにより足滑らせた転倒災害です。まずは、金属切断機から油がにじみ出ないよう、金属切断機そのものを改善する必要がありますが、金属切断機の後方へ立ち入る場合は、床面を確認し、油を拭き取る清掃を徹底しなければなりません。また、滑るおそれがある危険箇所には、転倒注意等の表示を行う「見える化」の取組や、床面を滑りにくい材質へ変更する、又はマットを敷く等の改善も転倒災害を防止するために必要なことでもあります。このことから、4S(整理・整顿・清掃・清潔)活動等を徹底して、転倒災害を防止していかねばなりません。



STOP! 転倒災害 プロジェクト

商業(卸売業)災害事例

倉庫内製品置き棚(高さ約2.5m)上にある製品を取るため、はしごを掛けて昇ったところ、はしごが固定されていないためふらつき、その反動で墜落し、両足踵を骨折した。(休業1か月)

(労働災害を防止するためには)

移動はしごを使用する場合は、しっかりと固定して、立て掛け角度は75度程度、上部突き出しを60cm以上設けなければなりません。また、これに加えヘルメット(墜落時着用)を着用して昇降することも忘れてはいけません。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上昇・下降の固定状況を確認しているか(固定できない場合、別の固定方法を行っているか)
- 足元に、滑り止め(転倒防止措置)をしているか
- はしごの上昇後、上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの上で掛け角度は75度程度か



保健衛生業(社会福祉施設)災害事例

介護施設において、入居者がベッドから落ちかけたため、正面から両脇をかかえて持ち上げたところ、腰に負担がかかりそのまま墜り込んだ。(休業2か月)

(労働災害を防止するためには)

社会福祉施設では、腰痛災害が多く発生しております。できる限り二人作業で行うことが望まれますが、実態としては難しいところでもあります。スライディングボードや移動式リフター等の福祉用具を積極的に活用し、介助者が避けるべき、または行うべき作業姿勢・動作を見直す必要があります。



点検場所、点検日、点検の方法、不具合の状況、講じた安全措置等の点検結果について記録を作成しましょう!